

令和7年度 すくすくスクール 学童クラブ登録のご案内

✎ 4月登録集中受付について ✎

受付期間 令和6年11月25日(月) ～ 12月9日(月)

受付時間 月～金 13:00～18:00 土 9:00～17:00 ※日曜日は受付していません。

- ◆申請書類を揃えて保護者の方が直接、すくすくスクールへご提出ください（郵送での提出はできません）。
- ◆令和6年度現在、登録中の方も継続して登録を希望する場合は今回の集中受付期間中に申請手続きを行ってください（年度ごとの申請となります）。
- ◆令和7年5月以降に登録を希望される場合は登録を希望する月の前月15日までに申請書類を揃えて保護者の方が直接すくすくスクールへご提出ください。

《目 次》

1. 江戸川区の学童クラブについて	1
2. 申請から登録までの流れ	2
3. 学童クラブ登録及び延長登録の申請方法	3
4. 補食登録について	6
5. 費用（育成料など）について	8
6. 育成料などの減額・免除申請について	9
7. 登録を辞めたい場合	12
8. 登録事項に変更があった場合	12
9. すくすくスクール補償制度について	12
10. 宅配弁当のサービス利用について	12
11. 令和7年度 すくすくスクール一覧	13

すくすくスクールホームページ二次元コード



すくすくスクールホームページから申請書などをダウンロードすることができます。



江戸川区教育委員会事務局
教育推進課すくすくスクール係
電話：03-5662-8132(ダイヤルイン)
03-5662-2732(ダイヤルイン)

1. 江戸川区の学童クラブについて

江戸川区では小学校の放課後や学校休業日に、校庭・体育館などの施設を利用して、児童がのびのびと自由な活動ができる「すくすくスクール事業」を実施しております。

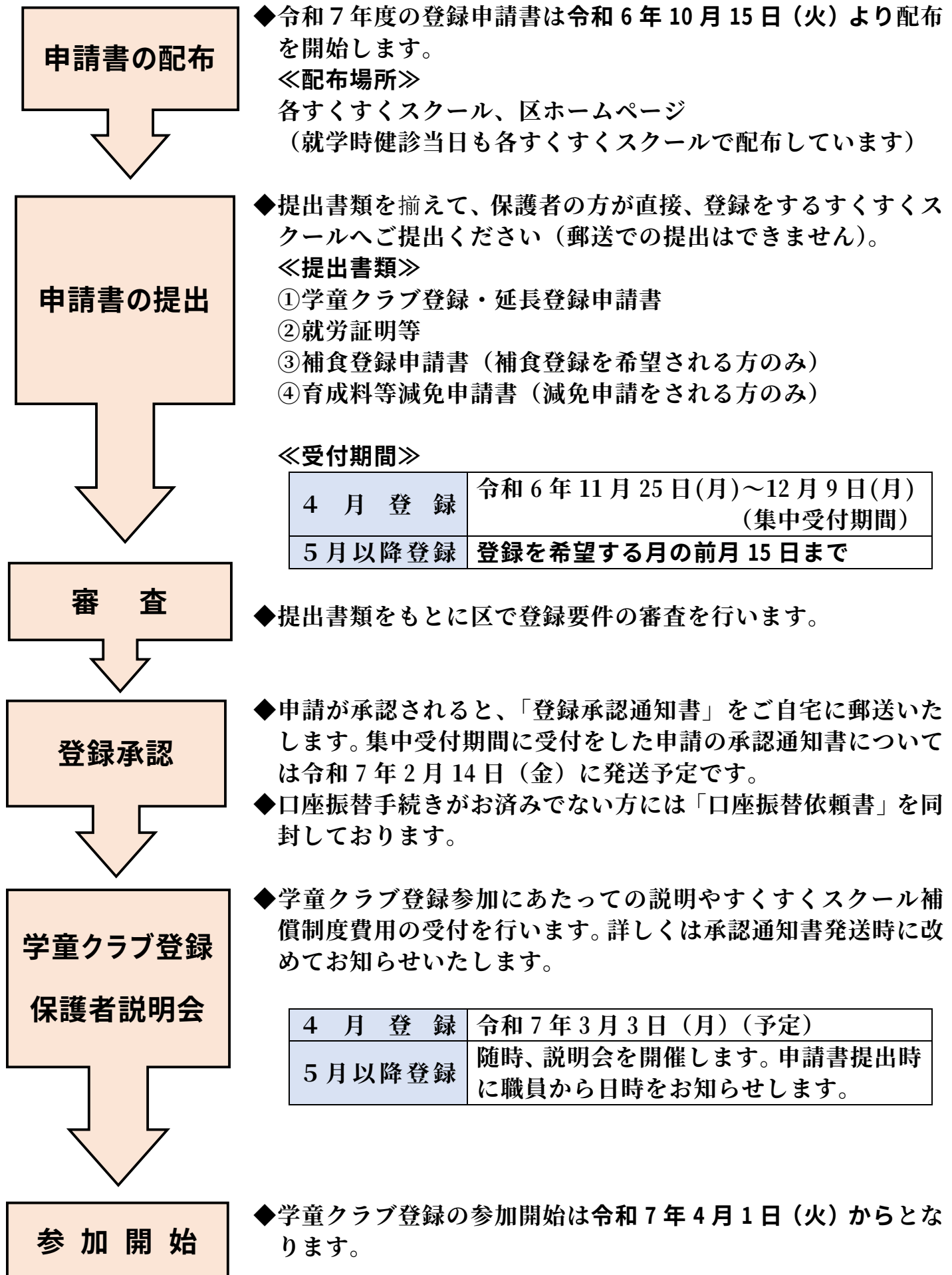
すくすくスクールでは、自由に参加する『すくすく登録』と保護者の就労等で放課後に留守となる家庭の児童が参加する『①学童クラブ登録』があります。また、学童クラブ登録をされている方で保護者が就労等により帰宅が18時を超えるご家庭を対象にした『②延長登録』があるほか、補食を希望されるご家庭には『③補食登録』を設けております。

	①学童クラブ登録	②延長登録
申請要件	◆保護者が就労等の事情により、放課後に留守になる家庭の児童。 ※その他、ご事情がある場合はご相談ください。	◆保護者が就労等により18時を超えて留守になる家庭。 ◆19時までに保護者か保護者に準ずる方がお迎えにくること。
活動時間	平日：放課後～18時 土曜日：8時30分～17時 学校休業日：8時～18時	平日：18時～19時 学校休業日：18時～19時 ※土曜日は17時までです。
育成料	¥4,000（月額）	¥1,000（月額）
減免制度あり		

+

	③補食登録（希望制）
提供日時	【提供日】月曜日～金曜日（学校休業日を含む） ※土曜日は補食の提供はありません。 【提供時間】各すくすくスクールにおいて補食時間を設定しています。
提供内容	◆米菓、最中、ゼリー等から2品目程度（卵・乳・小麦・エビ・カニ・落花生・そばの7品目特定原材料不使用）と麦茶を提供します。 ◆7品目特定原材料を超えてのアレルギー等により区提供の補食では摂取できない場合は各すくすくスクールへご相談ください。
補食費	¥1,600（月額）
減免制度あり	

2. 申請から登録までの流れ



3. 学童クラブ登録及び延長登録の申請方法

(1) 申請に必要な書類

①登録申請書

- ◆申請書は裏表あります。次ページに記入例がありますのでご参照ください。
- ◆申請書は登録する児童1人につき1枚必要です。
- ◆「延長登録」を申請される方は延長登録申請項目もご記入ください。

②就労などの証明書

- ◆所定の書式があります。保育園に提出する就労証明書とは異なりますので、ご注意ください。

就 労 し て い る 方	「就労（採用内定）証明書」を提出 ◆1世帯につき保護者各1枚必要です。 ◆法人代表者や自営業（個人事業主）の方は保護者本人が自署し、源泉徴収票か所得税確定申告書※（税務署受付印のある控）を提示してください。 ※e-Taxの場合は受付番号の入っている帳票などを提示してください。
就 学 し て い る 方	在学証明書（学生証の写しも可）と授業時間割等を提出
病気や障害のある方	◆診断書等を提出（原本を提示の上、写しの提出も可） ◆障害者手帳の場合は、原本を提示の上、写しを提出

✎ **延長登録を希望される方へ** ✎

受付時に「勤務時間」＋「通勤時間」が18時を超えることを確認いたします。残業等があり、帰宅時間が遅くなる等の実情が就労証明書で客観的に確認できない場合は直近の勤務実態のわかる書類（例：タイムカードのコピー、残業実績表等）やシフト表等を提示してください。



必要書類はこちらからダウンロードできます

(2) 学童クラブ登録・延長登録申請書の記入例

◎住民票に記載
◎下記の太枠内をすべて

ボールペンなど消えない
筆記具で記入してください。

学童クラブ登録
延長登録

申請書

令和 6 年 12 月 1 日

登録する種別に応じて
“✓”を入れてください。

上記の登録申請にあたり、江戸川区すくすくスクール事業条例第6条第2項、第3項の規定
上記の登録申請にあたり、江戸川区すくすくスクール事業条例第6条第2項、第3項の規定

訂正時は、二重線を引いて押印もしくはサインをしてください。

署名があれば印鑑は省略することができます。

【住所】〒132-8501 江戸川区 中央1-4-1
(署名の場合は印省略可)

【保護者氏名】 江戸川 一郎 印 【電話】(090) 1111-1111

※過去の育成料に未納がある場合、登録承認に先立って納付状況について確認させていただく場合があります。

申請 フリガナ エドガワ タロウ 生年月日 平成 30 年 5 月 1 日
氏 名 江戸川 太郎 7年度の学年 1 年 組

延長登録の要件が就労証明書のみでは確認できない場合、
提示書類有に○をつけて、勤務実態のわかる書類を提示してください。

提示書類: 有・無

クラスが未定の場合は空欄としてください

延長申請をされる際は必ずご確認の上、“✓”を入れてください。

確認事項
✓ 保護者が就労等に
✓ 19時までに保護者が保護者に接する方が遅れに遅れること

通知書等の送付先とする方に○をつけてください。

令和 7 年 4 月 ~ 令和 8 年 3 月

家族構成

氏 名	勤務先・学校名 学年・園名など	緊急連絡電話番号	連絡順
父 ○ 江戸川 一郎	(株)すくすく	090-1111-1111	2
母 江戸川 花子	すくすく商店	090-2222-2222	1
姉 江戸川 瑞江	教育推進小学校新5年生		

※申請

単身赴任中の場合も保護者氏名は記入してください。

兄弟姉妹の学年は令和7年度のものを記入してください。

緊急時に職員から連絡を受ける順番を記入してください。

緊急連絡先

氏 名	住所	電話	連絡順
叔母 中川 二之江	鹿骨1-54-2	090-3333-3333	3
叔母			4

※「上記以外」

同年度内で登録を一度抹消し、再度申請する場合、また既に学童クラブ登録をしており、延長登録を加える場合は「家族構成・上記以外の緊急連絡先・裏面」の欄は、前回提出時より変更がなければ記入の必要はありません。

すくすくスクールに提出する日を記入してください。

【参考】和暦(西暦)
平成 31 年(2019 年)
平成 30 年(2018 年)
平成 29 年(2017 年)
平成 28 年(2016 年)
平成 27 年(2015 年)
平成 26 年(2014 年)
平成 25 年(2013 年)

児童の健康・発達の状態をお知らせください	◆健康面について ☐ 心配な点はない ☒ 心配な点がある⇒具体的にお書きください (心臓病 (4歳の時に手術、運動制限あり))	◆アレルギーについて ☐ ない ☒ ある⇒具体的にお書きください (卵、小麦 (じんましんが出る)) ☐ エピペンを所持
	◆心身の発達や障害等について ☐ 心配な点はない ☒ 心配な点がある⇒具体的にお書きください (・落ち着きがない ・すぐに手足がでる) ☐ 医師の診断あり⇒診断名をお書きください ()	◆手帳の有無について ☐ 手帳なし ☒ 手帳あり ☐ 身体障害者手帳 種 級 ☒ 精神障害者保健福祉手帳 3 級 ☐ 愛の手帳 度
		◆学校での支援について ☐ 予定なし ☐ 特別支援学級在籍 (予定) ☒ 特別支援教室または通級指導学級に通室 (予定) (〇〇教室) ☐ まだわからない
	◆放課後併用する機関について⇒事業所名・利用開始月等、お書きください ☐ 利用予定なし ☐ 民間学童の利用予定あり ☒ 放課後等デイサービスの利用予定あり (江戸川キッズクラブ 毎週火・木曜日16時から利用)	
◆すすくすくスクール活動中の児童の写真・映像を区の広報やホームページ、すすくすくスクールフェスタ等で使用する場合があります ☒ 承諾します ☐ 承諾しません		
◆すすくすくスクール補償制度について 活動中の万一の事故や損害等に備え、すすくすくスクール補償制度の加入 (費用: 年間500円) をお勧めしています。登録申請の際にあわせてお申し込みください。 なお、各ご家庭ですすくすくスクールでの事故等を補償する内容の保険に既にご加入されている場合は加入の必要はありません。その場合、補償内容は十分にご確認ください。 制度費用は途中加入および中途脱退の場合でも年間500円を適用し、お申し込み後の返戻金はありません。		
すすくすくスクール補償制度	<保険期間 令和8年3月31日まで> ☒ すずくすくスクール補償制度に加入します (費用500円を登録承認後に支払います) ☐ () 小学校すすくすくスクールで加入済です ☐ 事故などの補償や賠償は個人で対応する為、すすくすくスクール補償制度に加入しません	

アレルギーの出る食物や動物の種類・症状・対応などを記入してください。

記入の仕方など不明な点がございましたら、職員に確認しながら記入してください。

4. 補食登録について

(1) 対象者

学童クラブ登録児童のうち、補食を希望する家庭の児童

(2) 補食の提供内容などについて

- ◆米菓、最中、ゼリー等から2品目程度（卵・乳・小麦・エビ・カニ・落花生・そばの7品目特定原材料不使用）と麦茶を提供します。
- ◆7品目特定原材料を超えてのアレルギー等により区提供の補食では摂取できない場合は各すくすくスクールへご相談ください。
- ◆補食は月曜日～金曜日の提供となります。土曜日の提供はありません。
- ◆補食登録をしても当日、児童本人が「食べたくない」意思を示した場合には、補食を食べさせません。また、食べなかった補食を持ち帰らせることはいたしません。
- ◆補食時には各児童の持ってきている水筒またはコップを使用します。
- ◆メニュー表、原材料表は区ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

(3) 費用（補食費）について

- ◆補食費は月額1,600円です。日割り対応はできませんのでご了承ください。
- ◆出欠席や当日食べる食べないに関わらず、補食費は発生いたします。
- ◆補食費の納付は原則口座振替となり、学童クラブ育成料などとあわせて当月分の補食費を当月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）に自動引き落としいたします。
- ◆育成料などと同様、減額・免除の制度があります（9ページ参照）。

(4) 補食の提供時間について

補食時間は、各すくすくスクールで17時頃を目安に設定しています。詳細は、各すくすくスクールにお問い合わせください。

(5) 補食登録の申請について

補食登録を希望される場合は、「補食登録申請書」を提出してください。補食事業者への発注の関係上、登録を希望する月の前月15日を過ぎて申し込みをされた場合は、ご希望に添えませんのでご了承ください。

《申請受付期間》

4 月 登 録	令和6年11月25日(月)～12月9日(月) (集中受付期間)
5 月以降登録	登録を希望する月の前月15日まで

(6) 補食登録申請書の記入例

◎補食登録は学童クラブ登録をされている方が対象です。

◎下記の太枠内をすべてご記入ください。

◎住民票に記載されている氏名をご記入ください。

すくすくスクールに提出する日を記入してください。

令和7年度 補食登録申請書

署名があれば印鑑は省略することができます。

令和 6 年 12 月 1 日

江戸川区長 殿

ボールペンなど消えない
筆記具で記入してください。

〒 132-8501

住 所 江戸川区中央1-4-1

(署名の場合は印省略可)

保護者氏名 江戸川 一郎 印

訂正時は、二重線を引いて押印もしくはサインをしてください。

電話番号 090-1111-1111

上記の登録申請にあたり、江戸川区学童クラブ補食事業実施要綱第7条の規定に基づき、指定された納期限までに補食費を支払います。

フリガナ	エドガワ タロウ	生 年 月 日
児童氏名	江戸川 太郎	平成 30 年 5 月 1 日
すくすくスクール名	教育推進 小学校すくすくスクール	学年 令和7年度の学年 1 年
補食登録期間	令和 7 年 4 月 ~ 令和 8 年 3 月	
確 認 事 項	☒ 以下のアレルギー項目を確認しました。 ◆7品目特定原材料(卵・乳・小麦・エビ・カニ・落花生・そば)不使用の米菓、最中、ゼリー等から2品目程度と麦茶を提供します。	

確認事項に記載のアレルギー項目を確認していただき、問題がなければ“✓”を入れてください。

月単位での登録となります。学童クラブ登録の登録期間より短くすることもできますが、学童クラブ登録の登録期間を超えて登録することはできませんのでご注意ください。

【例】

学童クラブ登録が令和7年4月から8月までの場合、補食登録も8月までとなります。

5. 費用 (育成料など) について

(1) 各登録の費用

学童クラブ登録の育成料は月額 4,000 円です。延長登録をされる場合は延長育成料として月額 1,000 円、補食登録をされる場合は補食費として月額 1,600 円がそれぞれ加算されます。育成料、延長育成料、補食費は合算した額で請求いたします。

学童クラブ登録育成料 ¥4,000	+	延長育成料 ¥1,000
		補食費 ¥1,600

(児童1人あたり、月額)

(2) 納付方法について

原則として口座振替での納付をお願いしております。

◆口座振替については、登録承認後にお送りする「承認通知書」に「口座振替依頼書」を同封いたしますので、金融機関窓口にてお手続きください。なお、以下の場合は口座振替の手続きは不要ですので、口座振替依頼書は同封されません。

① 学童クラブ登録が1ヶ月のみの場合

納入通知書を毎月20日頃にご自宅へ郵送します。納期限までに納付をお願いいたします。納付場所は金融機関窓口(銀行・信用金庫・信用組合・農協・ゆうちょ銀行)、江戸川区役所(本庁舎)すくすくスクール係窓口です。区の各事務所では納付ができませんのでご注意ください。

② 前年度または今年度に口座振替の手続きをされている場合※

③ 先に学童クラブ登録をした兄妹が前年度または今年度に口座振替の手続きをされている場合※

※②、③については登録済みの口座から引き落としをいたします。ご都合の悪い場合は、すくすくスクール職員までお申し出ください。「口座振替依頼書」をお渡しします。

◆ご指定いただいた金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・農協・ゆうちょ銀行)の口座から、毎月月末(月末日が金融機関休業日のときは翌営業日)に自動引き落としさせていただきます。

※金融機関でお手続きいただいた後、自動引き落としの処理が完了するまで数週間かかることがあります。予めご了承ください。

◆口座振替の手続きがお済みでない方には毎月下旬に、「納入通知書」を郵送しますので、月末(月末日が金融機関休業日のときは翌営業日)までに金融機関窓口または区役所(本庁舎)すくすくスクール係で納付してください。区の各事務所では納付できませんのでご注意ください。

6. 育成料などの減額・免除申請について

以下の申請要件に該当する場合、申請し承認されると育成料、延長育成料、補食費が免除または減額（半額）となります。減額・免除はその要件が発生した月から対象となりますが、適用は申請をいただいた月からとなります。申請漏れの無いようご注意ください。

（１）申請要件及び必要（証明）書類

	申 請 要 件	必要（証明）書類
免 除	①生活保護受給世帯	◆保護証明書
	②区市町村民税非課税世帯 ※同一生計の家族全員が非課税の世帯 ※同一生計とは住民票上の同一世帯だけではなく、住民票上は別世帯であっても生計が同じ場合を含みます。	◆世帯全員の令和6年度(2023年分の収入)区市町村民税課税（非課税）証明書 ※令和6年1月1日現在の住民登録が江戸川区の方は提出不要です。
減 額	③就学援助費受給世帯 ※「就学援助費」とは、学校での学用品費等の必要な費用を援助する制度です。始業時（4月）に学校から説明があります。	
	④2人以上の児童が同時に学童クラブ登録をしている世帯 ※2人目以降の児童について減額となります。 ※2人目以降の児童全員分の申請が必要です。	

（２）申請方法

ア.「育成料・延長育成料・補食費減免申請書」に必要事項を記入し、必要（証明）書類を添付の上、学童クラブ登録をされるすくすくスクールへご提出ください。

イ.「マイナポータル・ぴったりサービス」を利用した電子申請もご利用できます。

マイナポータル
へのアクセスは
こちらから



1.マイナポータル
の画面

自治体設定
「東京都」
「江戸川区」を
選択。



2.検索画面

「学童クラブ」を
検索。



3.「学童クラブ育成
料・延長育成料・
補食減免申請」の
「詳しく見る」を
選択し、画面の指
示に従い、申請内
容を入力。

(3) 減額・免除の決定

- ◆申請区分は複数選択可です。該当する項目すべてに○をつけてください。
- ◆前述の(2)アまたはイにより申請された方への審査結果は、郵送でお知らせします。
- ◆就学援助費受給世帯に該当される方については、就学援助費受給認定の決定を待ってから審査をするため、令和7年7月以降に決定結果をお知らせします。
- ◆申請書、必要(証明)書類に不備がある場合は、決定ができませんのでご注意ください。

(4) 減額・免除が決定するまでの措置

減額・免除が決定するまでの間は、一旦、育成料など全額を負担していただき、決定後、適用月に遡って差額を還付します。

(5) 学童クラブ登録を再申請した場合

学童クラブ登録の再申請（登録を一度抹消し、年度内に再度申請を行った場合）をした際は、減額免除申請についても再度申請が必要です。



(5) 育成料等減免申請書記入例

ボールペンなど消えない
筆記具で記入してください。

すくすくスクールに提出する
日を記入してください。

令和7年度 育成料・延長育成料減免申請書 補食費減免申請書

令和 6 年 12 月 1 日

江戸川区長 殿

令和 6 年 1 月 1 日の住所と現住所が
違う場合のみ記入してください。

〒 132-8501
住 所 江戸川区中央1-4-1

〒 100-8959

(※前住所) 千代田区霞が関3-2-2

※令和6年1月1日現在の住所(現住所と同じときは記入不要です)

(署名の場合は印省略可)

フリガナ エドガワ イチロウ
申請者氏名 江戸川 一郎

印

電話番号 090-1111-1111

訂正時は、二重線を引いて押印もし
しくはサインをしてください。

育成料、延長育成料、補食費の減免
なお、認定審査にあたり、私及び他
就学援助費受給認定台帳の閲覧に

希望の申請区分全てに
“○”をしてください。

付の上、下記の
区民税課税台帳

署名の場合、印鑑は省略
することができます。

フリガナ	エドガワ タロウ	学年	1 年	教育推進 小学校 すくすくスクール
児童氏名	江戸川 太郎	生年月日	平成 30 年 5 月 1 日	
申請区分	申請事由	添付書類		
免除	1. 生活保護を受けている	保護証明書		
※複数選択可	2. 令和6年度区市町村民税が課税されていない ※世帯員全員が非課税であること	祖父、祖母、保護者の兄弟姉妹なども同一生 計であれば、全員が非課税であることが要件 となります。		
減額	3. 就学援助費を受けている(申請中または申請予定)			
	4. 兄弟が学童クラブ登録をしている(すくすくスクール名:)			
減額・免除を 受たい月	令和 7 年 4 月から			
世帯員全員の 状況 申請対象児童を除く	フリガナ 氏 名	児童との続柄	生 年 月 日	勤務先・学校・学年
	エドガワ イチロウ 江戸川 一郎	父	T・S・H・R 61 年 6 月 23 日	働すくすく
	エドガワ ハナコ 江戸川 花子	母	T・S・H・R 62 年 7 月 17 日	すくすく商店
	エドガワ ミズエ 江戸川 瑞江	姉	T・S・H・R 26 年 7 月 18 日	教育推進小学校新5年生
			T・S・H・R 年 月 日	
			T・S・H・R 年 月 日	

同一生計にある方、全てを記入して
ください。例えば、祖父母と同居し
ている場合であっても生計が異なる
ときはここに記入しません。

申請する月を遡って減額・免除はで
きません。例えば、4月から減額・
免除を受けたい場合は4月中に申請
をする必要があります。

7. 登録を辞めたい場合

学童クラブ登録などの各登録を辞めたい場合は登録の抹消手続きを行います。登録を辞めたい月の前月15日までに「抹消届」を登録されたすくすくスクールへご提出ください。期日を過ぎますと翌月分の育成料などが発生しますのでご注意ください。

(例) 9月より学童クラブ登録が不要となる場合、8月15日までに「抹消届」を提出してください。

※延長登録のみ、補食登録のみの抹消はできますが、学童クラブ登録の抹消を行う場合は、延長登録、補食登録の抹消手続きも同時に必要です。

※学童クラブ登録の抹消後も当該年度中は「すくすく登録」として参加できます。

※各登録の抹消後、再度登録の申請をすることができます。登録を希望する月の前月15日までに各登録の申請書をすくすくスクールへ提出してください。なお、同年度内に限り就労状況に変更がない場合は就労証明書の提出は省略することができます。

8. 登録事項に変更があった場合

住所や連絡先等、登録事項に変更があった場合は「すくすくスクール(すくすく登録・学童クラブ登録)登録事項変更届」をすくすくスクールへ提出してください。

9. すくすくスクール補償制度について

すくすくスクールでの活動中における様々なリスクに備える総合補償制度として「すくすくスクール補償制度」を設けています。

加入を希望される方は登録承認後の説明時に制度費用500円をすくすくスクールでお支払いください。

10. 宅配弁当のサービス利用について

学童クラブ登録児童については、学校長期休業期間(春・夏・冬休み)中の平日の昼食で、区の指定する民間事業者が提供する宅配弁当サービスを利用することができます。

学童クラブ登録承認後、別途、利用可能な宅配弁当事業者をご案内しますので、利用を希望される場合は、事業者のサイトで登録の後、注文をお願いします。

※学童クラブ登録を継続されている方などで、すでに事業者のサイトに登録されている方は、再度登録をする必要はありません。

11. 令和7年度 すくすくスクール 一覧

登録の申請等は各すくすくスクールのホームルームで受付をいたします。

すくすく スクール名	電 話	ホームルーム (受付場所)
小松川	070-6444-3719	体育館1階
小松川第二	070-6444-3723	校舎1階
平井	070-6444-3725	校舎1階
平井西	070-6444-3728	校舎2階
平井東	070-6444-3730	校庭内別棟1階
平井南	070-6444-3732	仮校舎1階
松江	070-6444-3733	校舎1階
西一之江	070-6444-3735	校舎1階
西小松川	070-6444-3745	校舎2階
大杉	070-6444-3747	校舎1階
大杉第二	070-6444-3749	校舎1階
第三松江	070-6444-3756	校舎1階
大杉東	070-6444-3758	校舎1階
東小松川	070-6444-3760	校舎1階
船堀	070-6444-3764	校舎1階
船堀第二	070-6444-3766	校舎1階
葛西	070-6444-3770	校舎1階
二之江	070-6444-3773	校舎1階
二之江第二	070-6444-3776	校舎2階
第二葛西	070-6444-3779	校舎1階
第三葛西	070-6444-3781	校舎1階
第四葛西	070-6444-3789	体育館1階
第五葛西	070-6444-3790	校舎1階
第六葛西	070-6444-3791	校舎2階
第七葛西	070-6444-3799	校舎1階
南葛西	070-6444-3803	校舎1階
南葛西第二	070-6444-3804	校庭内別棟2階
南葛西第三	070-6444-3811	校舎1階
西葛西	070-6444-3816	校舎2階
新田	070-6444-3817	校舎1階
宇喜田	070-6444-3819	校舎1階
清新第一	070-6444-3820	校庭横別棟1階
清新ふたば	070-6444-3830	校舎1階

すくすく スクール名	電 話	ホームルーム (受付場所)
臨海	070-6444-3832	校舎1階
東葛西	070-6444-3835	校庭内別棟
瑞江	070-6444-3836	校舎2階
春江	070-6444-3841	校舎1階
新堀	070-6444-3843	校舎1階
下鎌田	070-6444-3844	校舎1階
下鎌田東	070-6444-3845	校舎1階
江戸川	070-6444-3847	校舎1階
一之江	070-6444-3849	旧二之江第三 小内別棟2階
一之江第二	070-6444-3850	校舎1階
鹿本	070-6444-3856	校舎3階
鹿骨松本	070-6444-3857	校舎1階
鹿骨東	070-6444-3860	校舎1階
本一色	070-6444-3868	校舎1階
篠崎	070-6444-3870	体育館1階
篠崎第二	070-6444-3873	校舎1階
篠崎第三	070-6444-3874	校舎1階
篠崎第四	070-6444-3875	校舎1階
篠崎第五	070-6444-3877	校舎裏別棟
南篠崎	070-6444-3878	校庭内別棟
鎌田	070-6444-3879	校舎1階
小岩	070-6444-3880	校舎1階
東小岩	070-6444-3882	校舎2階
下小岩	070-6444-3883	校舎1階
上小岩	070-6444-3885	仮設校舎1階
上小岩第二	070-6444-3886	校舎1階
西小岩	070-6444-3887	校舎1階
上一色南	070-6444-3892	校舎2階
南小岩	070-6444-3893	校舎1階
南小岩第二	070-6444-3894	校舎1階
中小岩	070-6444-3895	校舎1階
北小岩	070-6444-3896	校舎1階

MEMO

令和7年度版

令和6年10月15日発行

令和7年4月1日改訂